

案件 2 都市計画道路梅ノ木線について

(1) 関連議案

第 7 号議案 名古屋都市計画道路の変更

(2) 都市計画変更の理由

梅ノ木線について、より安全で円滑な交通処理を図るため、交差点形状の変更に伴う一部区域の追加を行うものである。

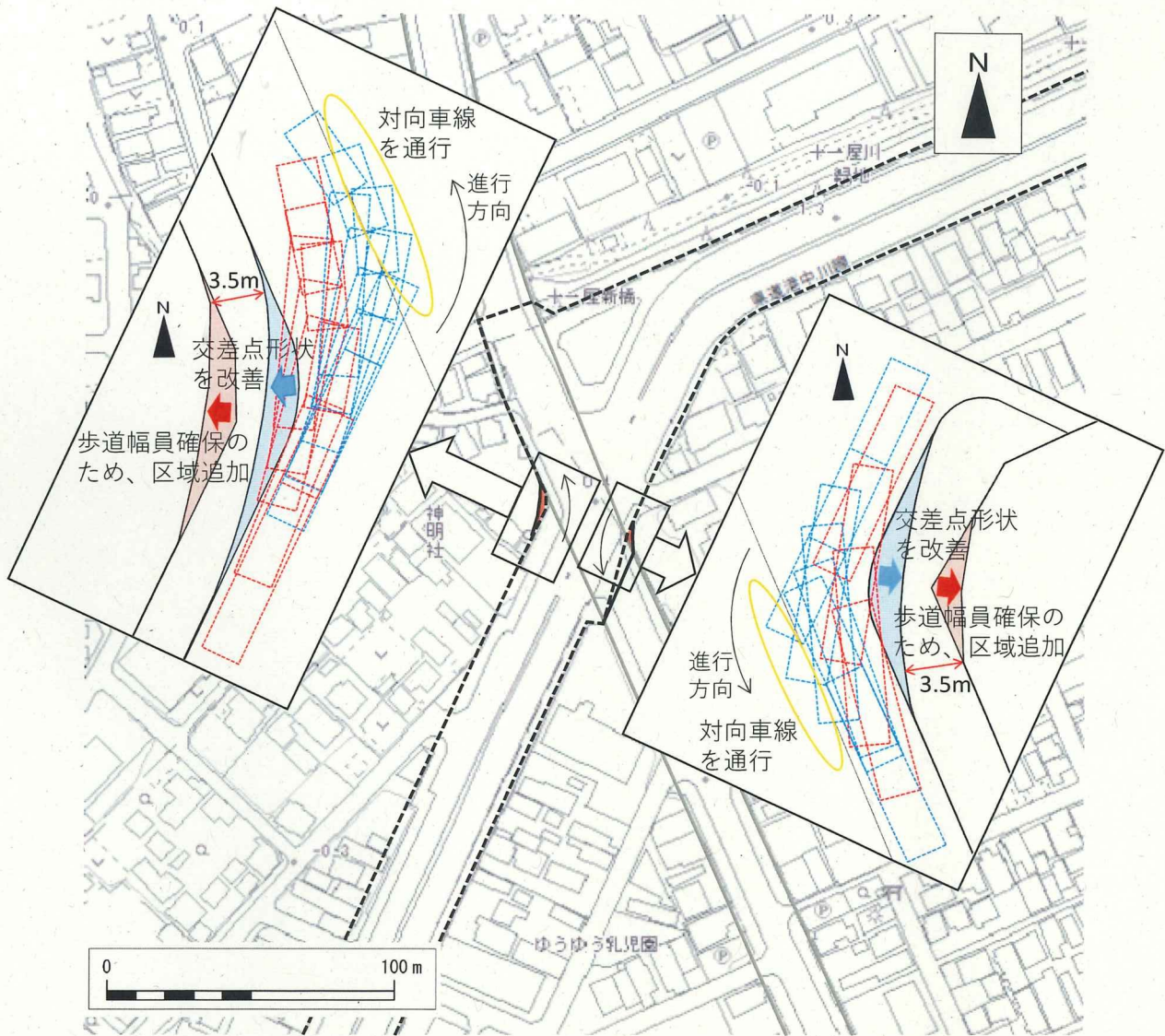
(3) 都市計画変更の概要

路 線 名	起 終 点	総 延 長 ／代表幅員	変更概要
3・2・36 号 梅ノ木線	熱田区 一番二丁目 ～ 港区 金城ふ頭三丁目	約 10,060m ／30m	交差点形状の変更に伴う一部区域の追加

(4) 都市計画変更の内容

交差部において、車両軌跡を考慮して交差点形状の改善を行います。併せて歩道幅員確保のため、一部区域の追加を行います。

(変更概要図)



凡 例	
---	変更前の車両軌跡
---	変更後の車両軌跡
	車道を拡幅する部分
	都市計画道路の区域追加